

研究活動における不正行為の 防止に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、NanoFrontier 株式会社（以下「当会社」という。）における研究活動の公正性を確保し、研究活動における不正行為を未然に防止するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「研究活動における不正行為」とは、研究者が研究の遂行過程又は研究成果の発表に際して行う捏造、改ざん及び盗用をいう。
- (2) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (3) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (4) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、当会社に所属し、研究活動に従事する全ての者（以下「研究者等」という。）に適用する。

第2章 責任体制

第4条（最高管理責任者）

研究活動の公正な推進に関する最高管理責任者は、代表取締役とする。

2 最高管理責任者は、当会社全体の研究活動の公正性の確保について最終責任を負い、必要な措置を講じる。

第5条（研究倫理教育責任者）

最高管理責任者は、研究倫理教育責任者を指名する。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対する研究倫理教育の企画、実施及び受講管理について責任を負う。

第3章 研究倫理教育

第6条（研究倫理教育の実施）

当会社は、公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

第7条（教育内容）

研究倫理教育は、次の事項を含むものとする。

- (1) 研究活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）の定義及び具体的事例
- (2) 責任ある研究活動（RCR）に関する基本的事項
- (3) 研究データの適切な取扱い及び保存に関する事項
- (4) 共同研究における責任の分担及びオーサiershipに関する事項
- (5) 不正行為が発覚した場合の影響及び処分
- (6) 告発制度及び告発者保護に関する事項
- (7) その他研究の公正性の確保に必要な事項

第8条（実施時期及び方法）

研究倫理教育は、原則として年1回以上実施する。

2 新たに研究活動に従事する者に対しては、研究開始前に研究倫理教育を実施する。

3 研究倫理教育は、研修会（対面又はオンライン）、日本学術振興会 e-lernig、その他適切な方法により実施する。

第9条（受講管理）

研究倫理教育責任者は、研究者等の受講状況を記録し、管理する。

2 未受講の者に対しては、速やかに受講を促す。未受講の者は、競争的研究費等による研究活動に従事させないことがある。

第10条（誓約書の提出）

研究者等は、研究倫理教育を受講した後、研究活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を行わない旨の誓約書を提出しなければならない。

2 誓約書は原則として年1回提出するものとする。

3 誓約書の未提出者は、競争的研究費等による研究活動に従事させないことがある。

第4章 研究データの保存及び管理

第11条（研究データの保存）

研究者等は、研究活動に関するデータ（実験データ、観測データ、調査データ等）を適切に記録し、所定の期間保存しなければならない。

2 研究データの保存期間は、当該研究の論文発表後10年間を原則とする。ただし、配分機関が別に定める場合は、その定めに従う。

第12条（研究データの管理方法）

研究データは、次の方法により適切に管理する。

- (1) 研究ノート、電子データ等により、研究過程を追跡可能な形で記録すること
- (2) 研究データの改変を防止するため、適切なバックアップ及びアクセス管理を行うこと
- (3) 共同研究におけるデータの取扱いについて、あらかじめ関係者間で合意すること

第5章 不正行為への対応

第13条（告発の受付）

研究活動における不正行為に関する告発及び相談は、コンプライアンス推進規程に定める告発窓口において受け付ける。

第14条（予備調査）

告発を受理した場合、最高管理責任者は、告発の受付から30日以内に、本調査を行うか否かを決定するための予備調査を行う。

2 予備調査の結果、本調査を行わないと決定した場合は、その理由を告発者に通知する。

第15条（本調査）

本調査を行うと決定した場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、当会社に所属する者及び外部有識者により構成し、半数以上を外部有識者とする。

3 調査委員会は、告発の受付から150日以内を目途に調査を完了し、最高管理責任者に報告する。

4 調査の過程において、被告発者に弁明の機会を付与する。

第 16 条（調査結果の報告及び公表）

最高管理責任者は、調査の結果を配分機関に報告するとともに、不正行為が認定された場合は、調査結果を公表する。

第 17 条（不正行為に対する措置）

不正行為が認定された場合、当会社は次の措置を講じる。

- (1) 当該研究に係る論文等の取下げの勧告
- (2) 懲戒処分（就業規則に基づく）
- (3) 配分機関への報告
- (4) 再発防止策の策定及び実施
- (5) その他必要な措置

第 6 章 雑則

第 18 条（告発者の保護）

告発者の保護に関する事項は、コンプライアンス推進規程の定めるところによる。

第 19 条（記録の保存）

本規程に基づく研究倫理教育の実施記録、調査記録その他の関連書類は、適切に保存する。

第 20 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、代表取締役が決定する。

附則

- 1 本規程は、令和 8 年 2 月 1 日より施行する。

2 令和 8 年 6 月 1 日改訂。

以上